

2021年1月13日「緊急ウェブセミナー：金融庁AML/CFTガイドラインの改訂案のポイントと対応の方向性  
～AML/CFT対策として、今何をなすべきか?～」ご質問とプロティビティの回答

No.	頂いたご質問	Protiviti回答
1	取引モニタリング・フィルタリングのモデルの妥当性検証が必要といったお話があったかと思いますが、考え方や検証の切り口について教えてください。	<p>取引モニタリングやフィルタリングについて、①リスクを勘案せずにシステムを導入してしまっている、②リスクを検討して導入したのは良いが、一定期間時間が経過し、捉えるべきリスクの質が変わってしまっている、というのはよくある課題ではないかと思えます。</p> <p>このように、本来検知すべきリスクがしっかり捉えられる設計となっていないと、False Positive（擬陽性）が多くなり、結果的に調査作業が膨大となります。まずは捉えるべきリスクをしっかりと見極めることが重要です。そのためには、リスク評価書で、疑わしくて検知すべき顧客や取引をしっかりとリストアップすること、取引モニタリングのシナリオ、フィルタリングのリストを設定すべきかと考えられます。</p> <p>また、構築した態勢を一定期間運用していくと、また何か気づきがあると思えます。例えば当局からの情報展開や、データ分析を行うことによって見えてくる傾向などが考えられます。特にデータ分析では、検知の状況や、実際に顕在化した事例、False Positiveの数値などのデータを活用して、こういったシナリオが良いのか、こういった数値が良いのかを分析する手法は、やってみると意外なほどにリスクが見えてくる事例も出てきています。</p> <p>弊社としては、モデルの妥当性検証として、サービスを確立させています。詳細のご相談がございましたら、ぜひ弊社までご連絡を頂戴できれば幸いです。</p>
2	「全ての顧客について顧客リスク評価を行う」手法についてもう少し具体的に説明していただけますか。今回対応が求められる事項となった顧客リスク格付に関して、どの程度の対応が必要となりますか。	<p>顧客リスク評価とは、顧客ごとにリスク評価を実施し、顧客管理においてリスクベースアプローチを目指すものです。具体的に申し上げますと、取引時確認等で入手した「顧客情報」を基に、例えば、当該顧客が「利用している商品・サービス」、「対面・非対面などの取引形態」、「居住している国・地域」、「個人・法人、業種などの顧客属性」といったリスクファクターを設定します。それぞれのリスクファクターに対し、自らのAML/CFTリスク評価結果を反映させる（いわゆるウェイト付けを行い）、各顧客に対し当該RFを当てはめることでリスクの評価を実施する手法が考えられます。</p> <p>手法に関しては様々考えられますが、その選択にあたっては、自社の業態や規模等、リスクの程度に鑑みて実施するのが望ましいと考えられます。</p>
3	ウォッチリストの選定について基準があれば教えてください。	<p>マネロン・テロ資金供与対応の観点では反社該当性に留まらず、制裁対象者、PEPs等のリストの該当性を確認するのが一般的な実務となっておりますが、そうしたリストは自社独自のリストを作成しているケース、他者から情報を取得・購入しているケース、両方とも実施しているケースがあります。</p> <p>AML/CFTに係るウォッチリストについては、ML/FTリスクが高いと見られる個人・法人、国・地域、業種など様々あり、リストの選定においては、自社が直面するリスクに応じてリストを整備する必要があります。つまり自社のビジネスの態様からくるリスクは何かということ、自社のリスク認識を踏まえて選定を検討していくということが主眼になってくるものと思われれます。</p> <p>例えば自らが進出する拠点の所在地、顧客の所在地等に合わせた経済制裁リストの選定の検討、また貿易金融等を行っているのであれば、貿易金融関連リスト（船舶や港名、軍事転用可能な商品名など）の選定の検討が必要になってくるものと思われれます。</p>
4	資産運用会社に対して何かコメントがあればお願いします。	<p>資産運用会社様におかれては、取り扱う商品・サービス（資産運用スキーム）によって、リスク評価を実施すべき「顧客」の考え方が異なってくるものと思えますので、自社における「商品・サービス（資産運用スキーム）」に応じた「顧客」を正確に特定しリスク評価を実施することがポイントの一つとして挙げられるかと思えます。</p> <p>資産運用会社の場合、自社自身が直接、個々のお客様から資産をお預かりするケースに加え、投資一任業務のように他社様がお客様からお預かりした資産を運用するケースなどがあろうかと思えます。前者の場合は、法人又は個人顧客に対する本人確認・取引時確認の実施が当然に求められ、後者の場合（他社様がお客様のKYCを実施しているスキーム（投資一任業務など））であれば、他社様のALM/CFT管理態勢を確認することが対応として考えられます。</p> <p>この他、金融庁の公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題（2019年9月）」において、P22（保険会社）、P25（金融商品取引業）のページで資産運用業に関連するコメントが記載されておりますので、併せてご参照ください。</p>